

審 査 基 準

平成 17 年 7 月 19 日作成

法 令 名：確認事務の委託の手續等に関する規則
根 拠 条 項：第 10 条第 5 項
処 分 の 概 要：認定書の再交付
原権者（委任先）：山口県公安委員会
法 令 の 定 め： 確認事務の委託の手續等に関する規則第 9 条第 2 項
審 査 基 準： 判断基準は法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間：14 日
申 請 先：申請者の住所地を管轄する警察署又は山口県警察本部交通部交通 指導課
問 い 合 わ せ 先：山口県警察本部交通部交通指導課
備 考：